

>>「協働のまちづくり条例」について
考えるフォーラムを開催しました！
>>平成27年度「市民協働推進
モデル事業」のご紹介Vol. 2
など

発行日：平成 27 年 9 月 20 日

発行元：ESD・市民協働推進センター

岡山市役所本庁舎 2 階（月～金、9:00～17:00）

TEL：086-803-1062/070-5055-7589

「岡山市協働のまちづくり条例」について考えるフォーラムを開催しました！

平成 28 年 4 月 1 日からの施行に向けて今年 6 月に改正市民案が市長に提出された「岡山市協働のまちづくり条例」について、市の考え方に関する説明や周知を目的としたフォーラムを開催しました。全 5 回のフォーラムを通じてのべ 1 3 6 名の方にご参加いただき、市民案及び市の考え方に対するご意見をおうかがいすることができました。同時に実施されたパブリックコメントへの回答とあわせて近日中に以下のウェブサイトで内容を公開いたしますので、ぜひご覧ください。

つながる協働ひろば「岡山市の協働条例をみんなでつくろう」

<http://www.okayama-tbox.jp/kyoudou/pages/3901>



なお、今回の条例改正の主なポイントは以下のとおりです。

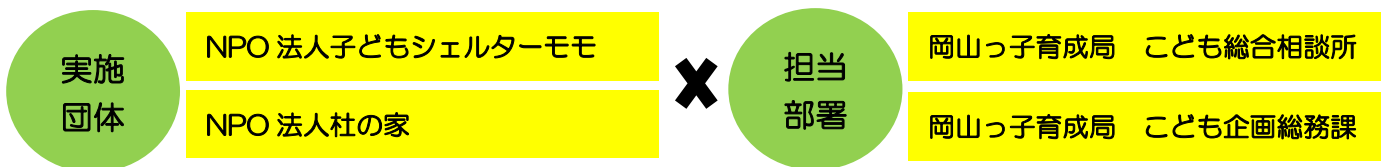
項目	現行条例	改正市民案（要旨）
条例の主体	非営利公益活動団体	多様な主体（住民組織、NPO、事業者（企業、商店等）、学校等地域の社会課題解決に取り組む個人及び団体等のすべての市民及び行政）
協働の定義	なし。	同じ目的のためにお互いを尊重し対等の立場で協力して共に働くこと。
役割	<ul style="list-style-type: none"> 非営利公益活動団体の役割：非営利公益活動を実施する。 市民の役割：非営利公益活動を理解し協力する。 市の責務：非営利公益活動の促進に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の役割：地域の当事者としての理解を深め行動する。 市の役割：協働の当事者であるとともに協働促進施策を実施する。
市の施策	特定公益事業の指定と当該事業への市有施設等の貸付。	①地域拠点・地域コーディネート機能の整備 ②人材育成・団体育成支援 ③多様な主体からの情報発信・情報提供 ④多様な主体の交流機会の提供 ⑤すぐれた取組の表彰 ⑥協働事業への補助金の交付 ⑦土地・施設等の無償貸与 ⑧コーディネートを担うセンター機能の整備 ⑨協働の視点での市の施策の見直しと立案

※裏面に続きます。

項目	現行条例	改正市民案（要旨）
推進体制	なし。	①多様な主体が協働推進について議論と検討できる場の設定 ②協働推進施策の促進のための審議会を多様な主体で構成される委員で設置 ③協働推進のための計画を策定し、実施状況の検証を行う ④庁内の推進体制の整備 推進本部と各課の推進員の配置

平成27年度『市民協働推進モデル事業』のご紹介 Vol. 2

岡山市各課と市民（NPO法人等市民団体）が共通の目標達成に向けて、力を合わせて市内の課題解決に取り組む「市民協働推進モデル事業」の平成27年度採択事業の取り組みをご紹介します。



事業名	児童養護施設退所児童等へのアフターケア事業
-----	-----------------------

■協働を通じて、目指すこと。

児童養護施設及び自立援助ホーム、養育家庭等を退所した子どもや若者が、社会的に自立した生活が送れるようになることを目的に、「アフターケア相談所」を設置し、居場所の提供、生活支援、就労支援、住居支援等様々な支援を行います。また、昨年度実施した「児童養護施設等退所前学び事業」でのふりかえりを元にセミナーのテーマ・内容などを再構築して、今年度はさらに自立に役立つ情報を提供します。

■協働のススメ ～岡山市職員インタビュー～ 岡山っ子育て局 こども総合相談所 出原 晋一郎さん

協働相手に求める役割や期待することは？

子どもを取り巻く問題は非行、不登校、そして子ども虐待などなど多岐にわたっています。行政はこれら課題解決のため、いろいろな角度から問題に光を当てながら施策を進めたり、個別具体的な相談への対応と支援を行ったりします。

そんな中、市民協働推進モデル事業を通して、協働団体のみなさんの幅広い視点で課題を探る眼や、その解決に向け独自の感性で取り組みを進めることができるかを感じています。平成26年度に行った「児童養護施設等退所前学び事業」は、施設を退所した若者へのアンケートからの発案ですが、若者のニーズを掘り起こしたのも協働団体の取り組みによるものです。スピーディかつ柔軟性に富んだ取り組みを進めることができることに、協働事業の可能性を感じます。

協働を通じてどのような効果が生まれていますか？

施設退所後の自立した生活がイメージしにくいなかで、学び事業に参加した子どもはもちろん、施設職員の皆さんにも退所前に学んでおく（学ばせておく）べき事へのヒントが得られる体験になったのではないかと思います。各分野の専門の方々へ声をかけ、退所後に役立つ様々なテーマについて6回にわたり講話を提供することができたのも、協働団体のコーディネート力によるもので、関係団体との横の広がりも生まれてきています。

平成27年度には事業を拡充する形で新たに退所後の若者の居場所づくり、相談窓口の開設など「アフターケア事業」を加え事業を展開しています。

よりよい協働の実践に向けて展望を教えてください

「退所前学び事業」と「アフターケア事業」は施設入所の経験をもつ子ども・若者の生きる力を育むため有意義な取り組みであり、こうした取り組みが継続できるように考えていきたいと思っています。